

Fundamental research on the competencies that must be developed by music teachers during training

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 服部, 慶子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00026359

養成段階で育成すべき音楽科教員の資質能力に関する基礎的研究

服部 慶子

(静岡大学大学院教育学領域音楽教育系列)

Fundamental research on the competencies that must be developed by music teachers during training

HATTORI Keiko

Abstract

The aim of this study is to determine the competencies that should be developed by music teachers during training based on the educational characteristics of the government curriculum guidelines and teacher-training universities and departments. First, the competencies demanded from music teachers as stated in the government curriculum guidelines included (1) knowledge of various sounds and music as well as the ability to develop lessons related to children's lives and society; and (2) familiarity with the skills to sing and play various instruments, and the ability to perform exceptionally well to serve as a role model for children. These skills cannot be developed at a fine arts university, where the aim is to apply one's acquired knowledge, techniques, and musical sensibility in musical performance, but can be rather developed in "classes about curricula" and "classes about how to teach a subject." It was therefore concluded that during the teacher training stage, music teachers must develop the competency to apply their subject matter expertise, acquired through instrumental and vocal performance courses, to their teaching skills.

キーワード： 教員養成 音楽教育 ディプロマポリシー ピアノ実技

1. はじめに

本研究では、学習指導要領の内容や教員養成系大学・学部の教育的特徴をもとに、養成段階で育成すべき音楽科教員の資質能力を明らかにする。

今日では学校種を問わず、資質能力をベースとした改革が進んでいる。そこでは、学習者が身につけるべき資質能力を明確化し、「何を教えるのか」よりも「何ができるようになるか」、すなわち履修主義から修得主義への転換が求められている。教員養成もこうした動きに漏れることなく、とりわけ 2012 年の中央教育審議会答申（以下、中教審答申）で課題として提示されて以降、学校現場で必要とされる資質能力を保証するためのシステム構築が急務とされている¹⁾。

こうした動向を背景に、教員に求められる全般的な資質能力（例えば、教育的愛情や使命感・責任感、教科指導力、生徒指導力、学級経営力、総合的な人間力等）については、大学による「教員養成スタンダード」、教育委員会による「教員育成指標」、国による「教職課程コアカリキュラム」等でその内実が様々に示されている。また、これらの指標を活用して学習者の資質能力を評価する取り組みも、実践レベルや研究レベルで相当程度蓄積されている。

一方で、授業実践に必要な教科専門の資質能力については、教科の固有性や多様性、範囲の広さ等を理由に、内実が明らかになっているとは言い難い。そのため、教科担当教員に必要とされる資質能力に基づいて、教員養成の教育効果を検証しようとする試みは未だ進

んでいない。とりわけ音楽・美術・体育の芸術・身体分野では、評価すべき資質能力の捉え方が難しいとの指摘がある。服部・長谷川（2018）は、音楽科の授業実践では、知識をもとに思考・判断して自己の解釈を「表現」することが求められることから、「表現」という間主観的な資質能力をどのように措置し、評価するかという課題が存在していることを示している。

このような、養成段階で身につけるべき音楽科教員の資質能力をめぐっては、学習指導要領をもとに授業を実践することができる資質能力と、芸術系ではなく教員養成系大学・学部で育成すべき資質能力という、二つの視点から捉えることが可能である。前者は子どもが身につけるべき力やそのための学習を実現するという視点、後者は芸術家養成ではなく教員養成がミッションであるという視点から、授業実践に求められる音楽の専門的な資質能力を指定することである。

そこで本研究では、学習指導要領の内容や教員養成系大学・学部の教育的特徴をもとに、養成段階で育成すべき音楽科教員の資質能力を明らかにする。以下、2では学習指導要領からみた音楽科教員に必要とされる資質能力について、3では芸術系大学と教員養成系大学との比較から大学教育で育成される音楽科専門の資質能力について、それぞれ検討する。そのうえで4では、静岡大学教育学部における「静大版 SPeC」の取り組みを事例として、養成段階で育成すべき音楽科教員の資質能力のモデルを提示する。これらを通して、養成段階における教科専門の教育効果を資質能力ペー

スで検証するための基礎的研究としたい。

なお、ここまで述べてきた課題意識から、対象とする資質能力を次のように設定する。本研究では、教科個別の資質能力を教員養成の文脈から評価することを目指すため、学校種は、教科の専門性も問われる中学校とする。

2. 学習指導要領からみた音楽科教員に必要とされる資質能力

ここでは、先に示したように、子どもが身につけるべき力やそのための学習を実現するという視点から、学習指導要領をもとにした音楽の専門的な資質能力に着目する。

伊野（2015）は、音楽科教員に求められる資質能力について、学習指導要領の指導事項にみられる子どもに身につけさせる力と、教育職員免許法で定められた「教科に関する科目」及び「各教科の指導法」の内容を比較したとき、両者の間にはズレが生じていることを指摘している。もちろん、学習指導要領と教育職員免許法とでは目的・趣旨が異なるものの、学校教育の担い手を育てるという視点に立てば、子どもに身につけさせる力を念頭に置いて、教員の資質能力を考えることも必要であろう。そこで以下では、平成 29 年告示の学習指導要領の指導事項を参照しながら、音楽科教員に求められる資質能力を検討する。

（1）新学習指導要領における音楽科改訂の趣旨

平成 29 年告示の学習指導要領では、これまで示されてきた「生きる力」をより具体化し、育成を目指す

資質能力として、ア「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）、イ「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」の育成）、ウ「どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）の3つの柱に整理された。これを受け、音楽科でも育成を目指す資質能力を「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、従前の「音楽文化についての理解を深める」ことから、子どもたちが音楽を学ぶ意味をより一層明確化した。

さらに音楽科の目標では、新たに「音楽的な見方・考え方」として「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること」を挙げ、音楽の構造等の知覚したものと感受した曲想等を生活や社会と関連付けるという、音楽の本質を捉える活動が重視されたのである。

また、従前から全ての教科・領域で充実が図られている言語活動について、音楽科では「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること」と、言語活動と音や音楽を媒介とした表現活動の両方を駆使して学習を深めていくように示された。中教審答申は、言語活動の充実について「言語以外の方法（音や形、色など）を用いた言語活動、音や形、色などにより表現されたことを捉えて言語化する

表 1 中学校学習指導要領 音楽科の指導事項

A表現			B鑑賞
歌唱	器楽	創作	鑑賞
ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、(曲にふさわしい)歌唱表現を創意工夫すること。	ア 器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、(曲にふさわしい)器楽表現を創意工夫すること。	ア 創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、(まとまりのある)創作表現を創意工夫すること。	ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏に対する評価とその根拠、生活や社会における音楽の意味や役割、音楽表現の共通性や固有性自分なりの考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。
イ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容(及び曲の背景)などとの関わり、声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わりについて理解すること。	イ 曲想と音楽の構造(や曲の背景)などとの関わり、楽器の音色や響きと奏法との関わりについて理解すること。	イ (音階や言葉などの特徴及び)音のつながり方などの特徴、音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴について理解すること。	イ 曲想と音楽の構造との関わり、音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり、我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の(諸外国の様々な)音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性について理解すること。
ウ 創意工夫を生かすための必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能を身に付けること。	ウ 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能を身に付けること。	ウ 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組み合わせなどの技能を身に付けること。	
〔共通事項〕			
ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。			
イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号について、音楽における働きと関わらせて理解すること。			

注) 括弧で示した文言は、学年によって異なる部分である。

る言語活動。また、捉えたことを、喩えたり、見立てたり、置きかえたりすることは、表現や鑑賞を深めていく際に重要な活動である。」⁽²⁾とし、各領域の指導で音楽科の特質に応じた言語活動を取り入れるように改めて示された。

第8次改訂以降、指導の充実が図られてきた「我が国や郷土の伝統音楽」では、さらなる充実が求められたことを受け、子どもたちが単に奏法を学ぶことや音楽について知ることに留まらず、「よさを味わい、愛着をもつことができるように」指導を工夫することが明記された。これらの音楽科の趣旨と新学習指導要領の改訂方針は指導事項にも反映されている。次項で各領域と〔共通事項〕の指導内容を詳しくみていく。

(2) 各領域及び〔共通事項〕の内容

前述したように、全ての教科・領域で育成を目指す資質・能力が三つの柱に整理されたことを受けて、音楽科のA表現とB鑑賞の2つの領域、及び〔共通事項〕でも指導内容が整理された。表1の各領域(分野)のAが「思考力・判断力・表現力」、Iが「知識」、Uが「技能」である。これらの内容は、領域がそれぞれ5つの観点、〔共通事項〕が3つの観点から捉えるように記されている。

まず表現領域では、声や楽器の他に自然音や環境音等の「①音楽の素材としての音」を扱うこと、音楽を構成する原理や言語の特性、楽器の特徴といった「②音楽の構造」を捉えさせること、曲想や音楽の構造から「③音楽によって喚起されるイメージや感情」を意識して活動させること、発声や発音、楽器の奏法、身体のコントロール等「④音楽における技能」を身に付けさせること、人々の感性や価値観を知ることで「⑤音楽の背景となる文化や歴史」を理解させることである。

一方、鑑賞領域では、①②③⑤の項目は表現領域と同じでありながら、①では演奏者の表現意図までを、②ではより複雑で洗練された音楽の構造を、③では異なる時代や地域の人々の思いと自己の思いとのつながりを、⑤では能楽・歌舞伎・文楽・オペラ・バレエ等の総合芸術、我が国や郷土の伝統音楽、アジア地域の諸民族音楽、諸外国の様々な音楽等、多様な音楽に触れることとしている。鑑賞領域独自の観点である「④音楽の鑑賞における批評」では、客観的な理由を基に自分にとっての価値を他者へ伝える言語活動が重視されている。

また、表現と鑑賞領域に共通する〔共通事項〕では、「①音楽の構造の原理」として音楽を形づくっている要素(音色、リズム、速度、旋律、テクスチュア、強弱、形式、構成)の多様な様相を、「②知覚と感受との関わり」として音楽の構造と曲想を常に関わらせること、「③音楽を共有する方法としての用語や記号な

ど」を指導することとある。

(3) 考察

以上の学習指導要領の記述から教員に必要とされる資質能力について考察する。各領域の5つの観点から、あらかじめ身に付けておかなければならない知識として、自然音や環境音の他に、楽器の材質、形状、発音原理、奏法等から生まれる多様な音に加え、我が国及び諸外国の様々な音楽⁽³⁾といったありとあらゆる音楽に精通していることが挙げられる。その上で、「音楽的な見方・考え方」にあるように、子どもたちの生活や社会といった文化と関連付けて授業を構成する力が必要となる。

教員に求められる専門的スキルとしては、歌唱分野では我が国の伝統的な歌唱や共通教材等の曲種に応じた発声法を理解し、声の音色等の特徴を表現しながら歌唱できること、器楽分野では和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器の構造や奏法を理解した上で範奏できること、創作では様々な記譜法を子どもの実態に合わせて活用できることが挙げられる。

これらの他にも伊野(2015)が指摘しているように、音楽科の趣旨に示された「言語活動が有効に機能する」授業構成や、3つの柱に沿った評価規準である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」で適切な評価を行うことも同時に求められているのである。

3. 大学教育で育成される音楽科専門の資質能力

次に、冒頭に示した第二の視点、すなわち芸術系養成ではなく教員養成がミッションであるという視点から、教員養成で育成される音楽の専門的な資質能力に着目する。

国立の教員養成系大学・学部は、主に取得する教科の免許種に従って専修やコース等が機能的に分化している反面、それが教科による「ミニ専門学部」化していると批判されて久しい。近年でも、2017年の「国立教員養成系大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」の報告書において、教科専門領域は専門分野の研究だけではなく、教員養成とのつながりを深める教育を行うことが求められている⁽⁴⁾。それでは、教員養成として育成される教科専門の資質能力は、その道の「プロ」として専門学部で育成される資質能力と、どのように異なるのであろうか。以下では、芸術系大学との比較を通じて、教員養成系大学・学部で育成が目指される音楽科教員の資質能力を検討する。

(1) 芸術系大学

ここでは、日本で唯一の国立総合芸術大学である東京藝術大学と、職種に応じたコース制を採用している

私学の国立音楽大学に着目し、各大学が公表しているディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）やシラバス（講義・授業計画）から音楽家として育成される資質能力について考察する。なお、東京藝術大学音楽学部と国立音楽大学音楽学部演奏・創作学科に共通する学科（声楽・器楽（鍵盤楽器）・弦管打楽器・作曲）に限定して比較することとする。

（１）-1 東京藝術大学

東京藝術大学音楽学部学士課程（以下、藝大と記す）では、「世界最高水準の専門教育を行い、国外の芸術機関との交流等によりグローバルな視野を養い、音楽をもって社会に貢献出来る人材を育成すること」という教育目標の下、ディプロマポリシーとして以下の7項目を掲げている。

1. 学生が専攻する分野における、専門的かつ応用性のある技術、知識、音楽性を身につける。
2. 学生の専攻分野と密接にかかわる楽器または声楽を修得する。
3. 音楽に携わる者としての基礎的な音楽性、読譜力、西洋音楽の基本的な語法を体得する。
4. 音楽に携わる者として不可欠な基礎知識、理論、技法を身につける。
5. 芸術全般、歴史、文化、社会にわたる幅広い知識を養う。
6. 音楽を取り巻く文化的環境を理解し、世界の音楽家とコミュニケーションをとるために必要な言語能力を身につける。
7. 上記6項目の成果を総合し、先行する分野における表現行為として集大成する。

「平成30年度履修便覧」によると、音楽学部の共通必修科目として「ソルフェージュ」が設置されている。この授業では、楽譜を中心に据えた実践的・理論的な音楽言語の基礎能力の修得が目標とされており、聴音、視唱、リズム、クレ読み、理論の5種を柱に訓練が行われている。ディプロマポリシーの3, 4に該当するだろう。

次に各専攻の必修科目をみると、専門とする実技科目が通年4年間で設定されている。例えば、器楽科（ピアノ）では、4年間で計48単位という必修総単位数の半分以上を占めるピアノ実技（含演奏理論・楽曲分析）がある。学年末試験や複数回の学内演奏会が課されており、卒業までにリサイタル1.5~2回分以上のプログラムが仕上がるという。卒業後はプロの演奏家として活躍できるように組まれたカリキュラムである。この実技科目はディプロマポリシーの1, 2に該当するだろう。

藝大のカリキュラムで興味深いのが、ディプロマポリシーの5, 6に該当する、音楽史に関する授業である。同じ音楽学部でも各専攻によって履修条件が異なる。器楽科（ピアノ、オルガン、弦楽、管打楽器）で

は「西洋音楽史」が必修科目として設定されているが、作曲科と指揮科では選択科目の一つとして扱われている。また、声楽科では「オペラ史及び声楽史を履修することが望ましい」と注に示されているのみで、教養の選択科目として設定されている。器楽科の必修科目である「西洋音楽史」のシラバスをみると、『カラー図解 音楽事典』（ミヒェルズ 1989）をテキストとして使用し、先史時代から現代までの全525頁にわたる音楽体系が通年で網羅される。広範な知識を通年で習得するには一見してタイトなスケジュールに思えるが、藝大では各専攻のレッスン内でも演奏する作品に関する知識が教授される。つまり、ディプロマポリシーの5, 6に関する内容は、音楽史の授業だけではなく、レッスンや学生の自己学習を通して身に付けておくものという認識があるのかもしれない。であるならば、必修科目として設定されていない専攻があることにも頷ける。

その他、各専攻の特色を表した科目では、器楽科（ピアノ）では必修、声楽科と古楽器科では選択科目の「古典舞踊」がある。この授業では、16世紀から19世紀までの舞曲について、その背景となる歴史を概観し、文化的・社会的な意味を理解しながら踊ることによって、リズムやテンポ、キャラクターを体感し、演奏表現との関連を見いだすことを目標としている。これにより演奏表現、ステージマナー、舞台演技等、「身体」表現に関わる問題を理論的に考えることができるという。

このように藝大のカリキュラムでは、専門実技に大きなウェイトが置かれている。また、各専攻のシラバスを比較すると、共通科目がほとんどなく、専攻の特徴に応じたカリキュラムが設定されている。ディプロマポリシーでも示されているように、卒業後はプロの音楽家として活躍できるような資質能力の育成が目指されているのである。

（１）-2 国立音楽大学

国立音楽大学学士課程（以下、国音と記す）では、「幅広い音楽的知識及び高い演奏・創作技術を備え、多様な価値観を持つ人々との協調性を身につけ、様々な音楽分野で活躍できる人材の養成」という教育目標の下、ディプロマポリシーとして以下の6項目を掲げている。

1. 現代・過去の音楽、文化、社会に対して多面的な関心を持ち、生涯にわたって、自主的かつ自律的に学習することができる。
2. 音楽のみならず文化や社会について幅広い知識を身につけている。
3. 音楽の世界を多面的・批判的に理解し、考えることができる。
4. 音楽の基本的な実践的技能を身につけ、個性的な表現や独創的な創作ができる。

5. 音楽に関する研究や調査の結果を、文章や制作物の形で表現できる。
6. 大学で学んだことをもとに、音楽家或は教育者として、社会参加しようとする態度をもつ。

藝大がプロの音楽家として必要な資質能力の育成を目指しているのに対し、国音は音楽を通して社会に参画できる人材の育成を目指していることが分かる。これは、国音が3年次からコースの選択制を採用していることが関係しているだろう。例えば、鍵盤楽器専修では「鍵盤楽器ソリスト・コース」「アンサンブル・ピアノ・コース」「ピアノ指導コース」がある。「鍵盤楽器ソリスト・コース」では、藝大と同様に卒業までにリサイタルプログラムが完成するようなカリキュラムとなっているが、「ピアノ指導コース」では、実際に子どもにピアノを教える「指導実習」が取り入れられる等、ピアノ指導の実践が授業の中で行われている。このように、同じ鍵盤楽器専修でも卒業後の進路が細分化された国音では、カリキュラムやシラバスにもその特色が反映されている。シラバスを見てみよう。

まず、ディプロマポリシーの1、3、6に関連する全クラス共通シラバスとして「西洋音楽史概説 AB」「音楽概論 AB」「音楽文化論 AB」と、1、4、6に関連する全クラス共通シラバスとして「ハーモニー I II III IV」⁵⁾がある。「西洋音楽史概説」では、古代ギリシャから20世紀以降の音楽様式を扱い、音楽を聴いてそれがいつ頃の音楽か判断し、その理由を音楽上の特徴や文化的・歴史的な背景から説明できることを目標としている。使用テキストは、国立音楽大学の教員が選出した「音大生なら聴いておきたい100曲リスト」である。「音楽概論」では、西洋音楽の用語や概念を、歴史的背景や実例に即しながら理解できることを目標とし、エディションをめぐる問題や様々な記譜法の演奏習慣、楽器の分類や構造、「音の性質」の構成要素について詳しく扱われる。実際の作品を分析することで、具体的な解釈と演奏を導き出すための基礎知識となる。「音楽文化論」では、ポピュラー音楽や民族音楽、日本の伝統音楽等の様々な音楽に触れながら、現代の音楽文化の全体像を幅広い視野から理解し、自分の位置を認識することを目標としている。音楽文化社会、音楽教育と文化、音楽情報社会と文化等の幅広いテーマで各回の授業が行われている。ディプロマポリシーの4にも該当する「ハーモニー」では、和音や和声に関する学習を通じて音楽をより深く理解し、ソルフェージュやキーボードハーモニーとも関わりを持ちながら和声的な感性を磨くことにより、実際の演奏・創作・教育・研究の場においてより豊かな実りを獲得することを目標としている。具体的には聴音、音部記号の読譜、新曲視唱、重唱、リズム打ち、リズムアンサンブルがある。全専修を集めた合同授業では、生演奏を通してハーモニーに対する見識を深め、多様

な響きを体験することもできるという。

次に、国音の各専修に分かれて履修する科目についても述べておく。3年次からコースに分かれる制度の国音では、各専修でも複数の共通シラバスが設定されている。例えば、鍵盤楽器専修では「鍵盤楽器講義（鍵盤楽器学）」「鍵盤楽器講義（楽曲分析概論）」「鍵盤楽器講義（演奏解釈）」「鍵盤楽器講義（ピアノ教材研究概論）」の4つの講義と、「鍵盤楽器基礎 I II III IV」がある。「鍵盤楽器講義（鍵盤楽器学）」は藝大の器楽科（ピアノ）の必修科目である「鍵盤楽器史」と同様の内容で、楽器学的視点に基づいて総合的かつ俯瞰的に鍵盤楽器の特性を理解することを目標としている。国音では調律科も併設されていることから実際に調律を行ったり、楽器メーカーの工場を見学したりする。「鍵盤楽器講義（楽曲分析概論）」ではバロック・古典時代を中心に和声、対位法、形式、動機の展開等、作曲技法的に分析することで楽譜を解釈する力を養うことを目標としている。作曲者の意図を読み取り、解釈に依る演奏の違い等を吟味しながら、様式感のある演奏表現に役立てることができるといふ。「鍵盤楽器講義（演奏解釈）」では鍵盤楽器を聴き比べ、楽器と時代様式を探り、作品解釈を深めることを目標としている。具体的な作品を例に挙げ、作曲手法から演奏のアプローチ、作曲家の死生観、絵画からのインスピレーション等が教示される。「鍵盤楽器講義（ピアノ教材研究概論）」では各国の代表的なピアノ教材を研究し、歴史的背景教育 理念、特色、長所、短所等を批判的に検証する能力を養い、ピアノ指導の実践に向け知識を身につけることを目標としている。また、グループ発表・討論を通じてプレゼンテーション能力、他の発表に対する批評力を磨くこともできるという。通年2年間で履修する「鍵盤楽器基礎」では、ピアノを演奏するうえで基礎となるリズム・メロディ・ハーモニーを一体として学び、楽譜に書かれたものを単に音にするだけでなく、音楽的に演奏するための表現力・読譜力を身に付けることが目標とされている。藝大の「古典舞踊」と同様に、舞踊も体験する。また、2台ピアノでの掛け合い等を留意しながら演奏能力、アンサンブル能力を高めることもできるという。これらの必修科目の他に、ピアノ実技が通年4年間で設定されている。

国音ではディプロマポリシー1、2、3、6に掲げられているように、自律的に学習する資質能力を育成し、卒業後に社会貢献できるような教育が目指されている。そのため、全専修や各専修の共通必修科目が細かく設定されている。専門実技の修得をベースにしているものの、多様な知識の修得にも大きなウェイトが置かれている。

(1) -3 芸術系大学で育成される資質能力

前項の藝大と国音のディプロマポリシーやシラバス

から、芸術系大学で育成される資質能力について考察する。

まず両大学の共通する能力として、専門実技によって培われる技術や知識、音楽性が挙げられる。必修として実技科目が4年間で設定がされていることから、大きなウェイトを占めていることは明らかである。藝大では個人レッスン内で演奏理論や楽曲分析も行われているが、国音では授業として必修科目に設定されている専修もある。例えば、鍵盤楽器専修が履修する4つの「鍵盤楽器講義」である。レッスンや授業を通して、各時代の音楽様式や構造の他に、文化的・歴史的背景との関連、記譜法やエディションの問題、音の性質等の多様な知識が、ピアノ実技と共に教示される。これにより、「専門的かつ応用性のある」能力や「個性的な表現」ができる演奏家が育成される。

次に、専攻・専修に共通する能力として、音楽家に必要な読譜力や音楽的語法の体得が挙げられる。藝大の共通必修科目である「ソルフェージュ」では読譜から実践的・理論的な音楽言語の基礎能力の修得を、国音の共通シラバスである「ハーモニー」では和声学から楽曲分析を含めた音楽的教養を高めることを目標としている。いずれも専門実技のために、知識や技術の活用方法を修得し、演奏の土台となる音楽に関する基礎的能力を向上させることを目的としている。

最後に、芸術全般や文化・歴史といった知識の修得が挙げられる。芸術系大学では、各専攻に応じて西洋芸術音楽に関する知識が教授されている。一方で、日本の伝統音楽や諸外国の民族音楽等は、藝大では教養の選択科目として、国音では必修科目の一部として扱われており、実際に民族楽器を演奏したり、観劇したりはしない。あくまでも専門実技に関連した知識の修得に重きが置かれているのである。

以上のことから、芸術系大学では、専門実技を中心にその解釈となる知識や技能、音楽性を培い、卒業後の進路に沿った実践的能力とその活用方法を身に付けることができるようなカリキュラムが組まれている。

(2) 教員養成系大学・学部

次に教員養成大学・学部で育成される音楽科教員に求められる資質能力について、教育職員免許法施行規則や静岡大学教育学部教員養成課程のディプロマポリシーやシラバスから考察する。

(2) - 1 教育職員免許法施行規則

教育職員免許法施行規則(抄)に示されている中学校・高等学校教諭の普通免許状(音楽)の取得条件として、「教科に関する科目」では「ソルフェージュ」「声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)」
「器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)」
「指揮法」「音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)」及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含

む。)」を、「教職に関する科目」では「教職の意義等に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」「教育課程及び指導法に関する科目」「生徒指導、
「教育相談及び進路指導等に関する科目」の他、教育実習や教職実践演習を修得するものとある。

音楽の「教科に関する科目」では、学習指導要領に「我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導」が記載されていることから、「声楽」「器楽」「音楽史」においても西洋芸術音楽に限定した学びではなく、和楽器や日本伝統音楽に加えて諸民族の音楽までも学ぶように記されている。これらの専門科目は、専修及び一種免許状は1単位以上計20単位、二種免許状は1単位以上計10単位とされている。

(2) - 2 静岡大学

静岡大学教育学部学士課程では、「豊かな人間性と幅広い教養を基盤とし、深い専門性と実践的な指導力を兼ね備え、課題に柔軟に対応することができる教員の育成」という教育目標の下、以下の4項目をディプロマポリシーとして掲げている。

1. 専門職としての教員に求められる公共的使命感、倫理観、教育観を備えると共に、幅広い視点から物事を考えることができる。
2. 教育活動を支え実現する上で不可欠な専門的知識・技能、および言語処理能力、情報処理等の基本的スキルを身につけている。
3. 学習内容に関わる専門的知識や、論理的思考力、理論と実践の間をつなぐ深い省察能力を身につけ、常に学び続ける姿勢を有している。
4. 他者と協働して教育活動をつくるコミュニケーション能力とリーダーシップを身につけている。

このディプロマポリシーのうち、教科専門に関わる内容は主に2と3に該当するだろう。前項の免許法施行規則と静岡大学のディプロマポリシーを踏まえて、教員養成課程音楽教育専修(以下、静大と記す)のシラバスから育成される資質能力について検討する。

静大では中学校・高等学校教諭一種免許状(音楽)を取得するための専門必修科目を以下のように設定している。「声楽(日本の伝統的な歌唱を含む。」「合唱」「合奏」「器楽(和楽器を含む。」「鍵盤楽器」「音楽理論」「作曲法(編曲法を含む。))」「音楽史(日本の伝統音楽及び諸外国の音楽を含む。))」「指揮法」「ソルフェージュ」の10科目20単位である。シラバスから内容を確認しよう。

「声楽」は個人レッスンを中心とした演習形式の授業である。学生の多くが初学者であることから、基礎的な歌唱法や呼吸法を身に付け、中学校の共通歌唱教材を歌うことが目標とされている。次年度で履修する「合唱」では、中学校の合唱曲が教材として扱われる。模擬授業形態で、指導法や生徒とのコミュニケーションの取り方を身に付けることが目標とされている。

「器楽」^⑥と「鍵盤楽器」では、教員に必要とされるピアノ実技の能力として、基礎的技能や表現力を各時代作品の演奏を通して身に付けることが目標とされている。「声楽」同様、個人レッスン形式で進められる。なお、「声楽」に含まれる日本の伝統的な歌唱や「器楽」に含まれる和楽器については集中講義で扱われる。「音楽理論」では音程等の楽典の基礎的知識を学びながら簡単な曲を作り、「作曲法」では機能と和声を用いた伴奏付けや四声体と和声の創作を学び、歌唱教材や合唱曲の編曲も行う。「ソルフェージュ」では教員採用試験の試験内容にある聴音や視唱を通して楽譜を読譜力と音程感覚を身に付け、楽曲分析によって音楽をより深く理解することを目標としている。「合奏」では吹奏楽の形態で楽器の奏法や指導法について、「指揮法」では歌唱や吹奏楽における指揮法について学ぶ。そして「音楽史」では、オペラを例に挙げながら西洋芸術音楽の時代区分、雅楽や能等の日本伝統音楽から歴史、文化、民族性を理解することが目標とされている。これらの科目は、主に教科専門の教員が担当する。

(3) 教員養成系大学・学部で育成される資質能力

ここでは、芸術系大学で育成される資質能力との比較から教員養成系大学・学部で育成される資質能力について考察する。

読譜力や基礎的な語法を修得するために、芸術系大学や静大でも「ソルフェージュ」は必修科目として設定されている。しかし前者では、演奏解釈に確たる根拠を持つため、或いは解釈を応用した演奏のために基礎訓練から読譜力等を身に付けるのに対し、後者では、音楽科授業で適宜用いるようにと学習指導要領に記載されている移動ド唱法や教員採用試験内容に含まれる視唱・聴音から、教員として必要な読譜力や音程感覚を身に付ける。両者では、修得した能力を活用する場面が全く異なるのは明らかである。

音楽全般に関わる知識についても、芸術系大学と静大の両方で音楽史の授業が設定されている。しかし、芸術系大学では通年で西洋音楽の音楽体系を網羅するのにに対し、静大では半期で複数の楽曲を取り上げて音楽の特徴を覚えるという内容の違いがある。学習指導要領で記されている多様な音や音楽に関する知識を得るためには、国音のような全専修共通シラバス3科目に加えて、日本音楽史の授業が必要となる。しかし、教員養成系大学・学部では「教科の指導法」と「教職に関する科目」に関する単位を相当教履修しなくてはならないため、「教科に関する科目」に今以上の時間を割くことができない。ゆえに、学生は教員採用試験の勉強時に、音楽の教科書に記載された内容を自己学習で覚えることになる。

声楽やピアノ等の専門実技に関しても、芸術系大学と静大では育成される資質能力が大きく異なる。芸術

系大学では、「専門的かつ応用性のある」能力や「個性的な表現」ができる演奏家の育成が目標とされているのに対し、静大では基礎的な演奏能力を得ることが目標とされている。これには、静大では学生個人の経験値に大きな差があること、個人レッスンでも8~10人を90分で教えるため、実質は一人あたり10分程度と限られていることが関係している。しかし、学習指導要領や蛭田・兼重(2017)が「教員養成という括りにおけるピアノ実技指導の目的は、幅広い音楽の学びの可能性、つまり、教育現場で活用できる実技能力の涵養を図ることである。」と述べていることから、芸術系大学のように楽曲分析や演奏解釈を活用する能力も音楽科教員には求められる。では「教科に関する科目」において、教員養成段階で育成すべき具体的な資質能力とはどのようなものだろうか。次章で「静大版SPeC」を取り上げながら考察する。

4. 教員養成系大学・学部で育成すべき資質能力

ここまで検討してきたように、教科専門の授業を実践するという観点から、教員養成系大学・学部で育成すべき資質能力の内実があらためて問われている。それは、教員養成における教科専門の存在意義に関わる従来の課題ともいえるが、教職大学院の拡大や一本化といった政策動向に乗ってより先鋭化した課題にもなっている。

(1) 静岡大学教育学部における「静大版 SPeC」の取り組み

以上のような背景のもと、静岡大学教育学部では「教科専門の深い理解」と「教科指導に関わる知識や技能」の具体を明らかにするため、教科専門・教科教育・教職教育の教員からなる検討組織を2016年度から立ち上げた。そこでの議論により、初等・中等教育における教科指導に必要な知識・技能等を“静大版SPeC”(Subject Pedagogical Competency)と定義し、教科内容についての本質的な見方・考え方であるSPeC-A〔教科力〕、教科指導に関する知識・能力のSPeC-B〔教科指導力〕、教科に特化しない指導に関する知識・能力のSPeC-C〔汎用的指導力〕、教科に関わる研究力SPeC-D〔教科研究力〕を提示した(静岡大学大学院教育学研究科附属教科学研究開発センター 2017)。以下では、音楽科における〔教科力〕〔教科指導力〕の構成と内容について検討する。

音楽科では、5つの〔教科力〕と7つの〔教科指導力〕を示している(表2)。〔教科力〕の①は音楽芸術の歴史、音楽舞楽、音楽表現学、音楽心理学、音楽知覚認知学、比較音楽学の諸学問の視点から見た、音楽芸術に関する基礎的な知識、②は音楽芸術の価値や社会における音楽文化の位置付けに対する理解、③は歌唱・器楽・作曲等の音楽表現に対して、感性 ni

基づきながら分析的に思考したり理論的に判断したりする基礎的な能力、④は歌唱・器楽・作曲等において、自らの思考・判断に基づいた音楽表現を実現する基礎的な技能、⑤は指揮法、教材編曲法、伴奏法、アンサンブル、教育楽器等、教科内容にかかわる音楽の基礎的な知識および表現等の技能を指す。

〔教科指導力〕の①は幼稚園から大学に至るまでの音楽について、領域・分野ごとの系統性、および領域間の関係に関する理解、②は「目的としての音楽」と「手段としての音楽」という教育目的における音楽の位置づけと、小学校・中学校・高等学校等の指導内容との関わり方に対する理解、③は基礎的な教材研究の方法を理解した上で、小学校・中学校・高等学校の音楽の指導内容に基づいて、生徒の実態を把握しながら適切な教材を選択・構成する能力、或いは授業実践を通して実践した教材を省察することができる能力、④は題材の学習内容について子どもの発達と音楽の教育的価値を踏まえて、題材の目標と各授業の学習目標を明確にし、題材を構想する能力、及び生徒の実態に合わせた授業構成（使用楽器や音源の選択・範唱範奏のあり方・鑑賞教材・めあての設定・学習方法・学習形態・視覚聴覚教材・ワークシート・授業をまとめる方法等）を考えることができる能力、⑤は音楽の知覚と感受について生徒の発達段階と関連付けて理解するとともに、音楽学習における知識や技能的な課題（読譜、発声、演奏技能、音楽記号・用語等）に対応するための基礎的な知識、⑥は歌唱・器楽・創作・鑑賞等の指導や音楽教育の様々な方法（メソッドやアプローチ）に関する基礎的な知識と、指導に合わせた基礎的な演奏技能、⑦は諸芸術の他、ありとあらゆる社会・文化との関連性を理解し、音楽の学習内容が他教科とどのように関わっているかについて基礎的な知識を指す。

この「静大版 SPeC」を、「各教科の指導法」に関する科目で学生に提示し、学びに生かそうとする試みを行っている。しかし「教科に関する科目」では、学生との共有には至っていない。

(2) 教員養成系大学・学部の専門実技科目で育成すべき資質能力

以上の背景を踏まえて、「教科に関する科目」であるピアノ実技を例に挙げながら、教員養成系大学・学部で育成すべき資質能力について考察する。

まず、ピアノ実技によって育成される資質能力について、服部・長谷川（2018）では、主に SPeC-A〔教科力〕に含まれるという。具体的にはまず、時代の音楽様式に沿った演奏には、作品や作曲家に関する知識が必要となる。これは SPeC-A の①音楽芸術に関する知識に該当する。演奏に必要な作品の背景を調べる過程で、音楽文化が社会の中でどのように役立っているのか、②音楽に関する社会的・文化的価値を理解する。この①②の体系的・音楽学に関する知識の他に、和声進行や音楽を構成する要素について、分析的に思考したり理論的に判断したりしながら音楽表現として実演する能力である③音楽表現に対する分析的な思考力及び判断力と、自らの思考判断に基づいた音楽表現を実現する技能の④音楽表現力の音楽実践が求められる。

たしかにピアノ実技には、単に楽譜に記された音符を音として表出するだけではなく、幅広い知識と思考・判断しながら表現する能力とそれを実現する技能が必要となる。しかし、教員養成系大学・学部では〔教科力〕の修得に留まらず、これらの学習プロセスを行うことで、SPeC-B〔教科指導力〕の③授業内容についての教材分析力・開発力にも応用できる力、④題材構想や授業を構成する力、⑥音楽教育の様々な方

表2 音楽科における「静大版 SPeC」

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
SPeC-A 〔教科力〕 教科内容についての本質的な見方・考え方	音楽芸術に関する知識 【体系的(応用)音楽学、基底論】	音楽に関する社会的・文化的価値に関する理解 【基底論、体系的(応用)音楽学】	音楽表現に対する(感性に基づいた)分析的な思考力および判断力 【音楽実践】	音楽表現力(歌唱・器楽・作曲等の技能) 【音楽実践】	教科内容にかかわる音楽の専門的知識および技能 【音楽実践】		
SPeC-B 〔教科指導力〕 教科指導に関わる知識・能力	学校カリキュラムに関する体系的理解 【教育課程論・授業論】	指導内容についての教育的価値の理解(教育目的・目標) 【基底論、教育課程論】	指導内容についての教材分析力・教材開発力 【授業論】	指導内容についての単元構想力・授業構成力 【教育課程論・授業論】	指導内容についての子どもの理解(発達の理解・理解の様相・つまずき等) 【発達論】	指導法に関する知識および指導に関する技能 【教育課程論、音楽実践】	他教科とのかかわりに関する知識 【一般教科教育学】
SPeC-C 〔汎用的指導力〕 教科に特化しない指導に関わる知識・能力	学習理論、学習方法等に関わる知識、子ども理解に関する知識、評価理論・評価法に関する知識、現代的課題等に関する知識、ICTを活用する能力、子どもに応じて適切に指導する能力。						
SPeC-D 〔教科研究力〕 教科に関わる研究力	よりよい教科指導の改善を目指した教材や指導法を研究する力。 教材や指導法等に関する研究意欲、研究を遂行するための知識・技能、研究成果を公表する態度・能力。 卒業論文や修士論文の執筆等を通して身に付ける内容。						

法に関する知識と指導に合わせた技能、⑦あらゆる社会・文化との関わりを理解する能力も育成しなくてはならない。

その方法として、服部・長谷川は、ピアノ実技におけるパフォーマンス評価に関する研究を行っている。具体的には、教員養成課程という文脈の下に、まずは〔教科力〕と専門実技の関連を学生に示し、次に学習指導要領を基に作成した評価基準を学生と共有する。そして、作成した評価基準を個人レッスン内で振り返りに使用するというものである。その結果、教員養成課程におけるピアノ実技の位置づけについて、学生の意識に一定の成果が得られたという。さらには、〔教科指導力〕④授業構成力に該当する形成的評価の理解にも成果がみられた。このように、教員養成系大学・学部では、〔教科力〕を〔教科指導力〕へと活用できる資質能力を育成しなければならない。そのためには、「教科に関する科目」と「各教科の指導法」に関する科目とで学びの往還がなされる必要がある。山本(1992)が述べているように、「音楽科教育学は(中略)教育学、教科教育学(教授学)、ならびに音楽学、体系的(応用)音楽学との間で、実り豊かな学的知見を分かち合うことになる」のである。

5. おわりに

本研究は、教員養成系大学・学部で育成すべき音楽科教員の資質能力について、学習指導要領や芸術系大学と教員養成系大学における教育的特徴の比較から考察した。

学習指導要領に示されているような指導を行うためには、多種多様な音や音楽に精通しながら、子どもたちの生活や社会といった文化と関連付けて授業を構成する力や、自身の専門実技に留まらず多様な歌唱法や器楽で扱われる楽器の奏法等を熟知したうえで、子どもたちの手本となる演奏能力が必要とされていることが明らかになった。このような資質能力は、修得した知識、技能、音楽性を演奏に活用することが目標とされている芸術系大学ではなく、教員養成系大学・学部の「教科に関する科目」と「各教科の指導法」に関する科目とで往還してこそ育成が可能となる。そのためには、ピアノや声楽等の実技科目から得た〔教科力〕を、〔教科指導力〕へと活用できるような学習プロセスを取り入れ、教員と学生とが共有できるようにしなければならない。静大の音楽科教員は、教科専門でありながら教科教育でもあるという特徴を生かして、授業改善を図っている。

最後に、このような資質能力は教員になった後にも有効であることを述べておきたい。静岡市が示す教員育成指標では、着任時、基礎期、充実期、深化期の各ステージにおいて「学習指導力」「生徒指導力」「課題対応力」「マネジメント力」の到達度が明文化され

ている。教科の専門的能力に関しては「学習指導力」の中の「授業構想」に値するが、「教材分析」「専門性」といったワードは充実期以降に現れる。着任時では「学習指導要領を理解し、基礎的な指導法を身に付け、指導計画に従い実践しようとする。」とあり、教科固有の専門能力よりも指導力が重視されている。しかし、充実期に専門性高い授業を行うためには、知識や技能を活用する力が必要となる。教員養成段階でその活用方法を身に付けておけば、「学び続ける」教員の資質能力を育成することにも繋がるだろう。

[注]

- (1)中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な交渉方策について」(平成24年8月28日) p.2,3
- (2)中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善お曜日必要な方策等について」(平成28年12月21日) p.165
- (3)平成29年告示の『学習指導要領解説音楽編』によれば、「我が国及び諸外国の様々な音楽」とは、我が国及び諸外国の芸術音楽、民俗音楽、ポピュラー音楽等の幅広い音楽を指す。
- (4)2017年の「国立教員養成系大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」の報告書では、「子供の成長や発達との関連性を持たせた『教科専門』と、実践性を担保した『教科教育』とを一体化した領域ととらえ、『教職教育』も含む『教員養成学』に相当する学問分野を作ることが必要との声が高まっている」と指摘している。
- (5)国音のシラバスによると、半期開講の「西洋音楽史概説A」と「西洋音楽史概説B」がセットで通年の講義となる。したがって、「音楽概論AB」と「音楽文化論AB」も通年の講義、「ハーモニーI II III IV」は通年2年間の必修科目となる。
- (6)教員職員免許法施行規則では、「器楽」としてピアノ実技が指定されているわけではない。しかし、中学校教員採用試験ではピアノ独奏や弾き歌い等が多く、県で課されていること、実際の音楽の授業ではピアノが使われていることから、教員養成課程を有する多くの大学では、器楽をピアノ実技として代替している。

[主要参考文献]

- 国立音楽大学「目的・3つの方針・学修成果の評価の方針・自己点検評価の方針(学部)」
https://www.kunitachi.ac.jp/introduction/policies_undergrad.html (最終閲覧日:2019年1月9日)
- 静岡市教育センター「静岡市教員育成指標」
<https://www.center.shizuoka.ednet.jp/wp-content/uploads/2018/03/27fbfeea37a5b51224dc7786d8>

- 2228c8-1.pdf (最終閲覧日: 2019年1月9日)
- 静岡大学大学院教育学研究科附属教科学研究開発センター (2017) 『中等教育における教科指導に必要な知識・技能等—静大 SPeC について』 静岡大学教育学研究科。
- 東京藝術大学「ディプロマポリシー音楽学部 (学士課程)
- https://www.geidai.ac.jp/department/music/diploma_policy (最終閲覧日: 2019年1月9日)
- 東京藝術大学「平成 30 年度履修便覧 (音楽学部)」
- <https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2018/03/2e124467d7de614248bd11783aeb12cb.pdf> (最終閲覧日: 2019年1月9日)
- 橋本美保・田中智志監修 (2015) 『教科教育学シリーズ 音楽科教育』一藝社。
- 服部慶子・長谷川哲也 (2018) 「音楽教育における資質能力の評価に関する研究—教員を目指す学生を対象としたパフォーマンス評価に注目して—」 静岡大学教育実践総合センター紀要 第 28 集
- 蛭多令子・兼重直文 (2017) 「教員養成課程音楽専攻生のピアノ実技指導に関する一考察 (1) —ベートーヴェン《交響曲第5番Op.67》 [2台6手のための] の学習意義の検討から—」 埼玉大学紀要 教育学部第66巻第2号 pp.73-90.
- 文部科学省 (2018) 『中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 音楽編』教育芸術社。
- 山本文茂 (1992) 『音楽教育研究の方法と分野』音楽之友社。

[謝辞]

本研究の構想にあたり、共同研究者である岐阜大学の長谷川哲也准教授には適切かつ貴重なご助言を賜りました。心よりお礼申し上げます。